

## 個人番号の預貯金口座への付番に係る利用目的の変更について

J A 町田市（以下「当 J A」といいます。）では、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当 J A の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加および改正）することをご連絡致します。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からと致しますので、申し添えます。

※ 変更（追加および改正）点は下線部をご覧ください。

### 利用目的

当 J A は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- 出資配当金に関する支払調書作成事務
- 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 贈与税非課税措置に関する事務
- 預貯金口座付番に関する事務
- 共済契約に関する支払調書作成事務
- 報酬・料金等に関する支払調書作成事務
- 不動産の使用料等に関する支払調書作成事務
- その他法令で認められた事務